

平成四年(フ)第二〇七五号、同五年(フ)第二二二五号、同六年(フ)第二二三〇八号

公式陳謝等請求事件

原告朴

ほか八一名

被告国

■

第一三準備書面

平成一〇年三月二三日

被告指定代理人

綿山野岸石
谷中崎井
正昌秀忠
修登利光雄



藤原朋子
白川一郎
古屋浩司



代

事件被告指定代理人

平成四年(ワ)第二〇七五号事件及び同五年(ワ)第二二二五号

谷口幸夫



代

丸谷淳一
信田尚志
奥田一美
下村眞嗣
中本良則



代



代



代



代



代

小

林

和

夫

京都地方裁判所第一民事部

御中



原告らの一九九八年（平成一〇年）一月二九日付け求釈明申立書における
求釈明について

一 求釈明事項一の1について

浮島丸事件の死没者の遺骨として厚生省が保管中の各遺骨は、複数の死没者の遺骨からなるものと考えられる。

二 求釈明事項二について

甲A第六四号証の大湊警備府作成「兵器軍需品施設物引渡関係綴」及び同資料の引継書類中の「浮島丸遭難関係一冊」は、厚生省では保管していない。

甲A第六四号証については、これを保管している防衛庁防衛研究所図書館で、当該資料を確認した上、認否をしたが、同図書館でも引継書類は保管

管していないとのことである（そのため、その表題、作成者、内容等は不明である。）。

三 求釈明事項三について

甲A第五九号証の認否に当たっては、その記載内容と厚生省保管の「浮島丸死没者名簿」の内容とを比較対照した結果、内容がほぼ同一であったことから同名簿を転記したものと考えたものである。

転記の経緯を示す記録はなく、甲A第五九号証作成の経過は把握できない。

四 求釈明事項四について

いかなる資料に基づいて作成されたかは、不明である。

なお、浮島丸関係死没者として「遺骨遺留品名簿」に載せられている方

の数は五二四名である。

五 求釈明事項五について

平成九年一二月一六日付け被告第一二準備書面で回答したとおり、両名簿の作成経緯等は確定し得ない。いかなる調査を行つたのかもこれを示す資料はなく不明である。

六 求釈明事項六について

平成六年七月二一日付け被告第六準備書面において、丁南鎮が大湊海軍施設部に所属していた旨認否したのは、厚生省において保管している「身上調査表」にその旨の記載があつたからである。

「身上調査表」は、朝鮮、台湾出身者で海軍に所属した軍人軍属に関する人事リストである。厚生省保管の「身上調査表」は、本人ないしその代

理人からの閲覧申請があれば、閲覧に応じている。

なお、丁南鎮が大湊海軍施設部に所属していたものとして記録された理由は、浮島丸死没者の身分を軍属とする措置を講じたことに伴うものと考えられる。

七 求釈明事項七について

「被告の保管資料」とは、前記厚生省保管の「身上調査表」である。

原告孫■培については、浮島丸乗船の記録はなく、乗船事実は確認できない。